

別添

## 電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン

平成16年6月8日  
総務省  
経済産業省

## 1. 電子タグに関する消費者のプライバシー保護の必要性

個人情報の保護の問題については、電子タグ（ICチップとアンテナにより構成され、物品等に装着されるものであって、その中に当該物品等の識別情報その他の情報を記録し、電波を利用することによりこれらの情報の読み取り又は書き込みができるものをいう。以下同じ。）を取り扱う場合においても「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規制を受けることとなる。しかしながら、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報保護法第2条第1項）であり、特定の個人の識別に結びつかない情報は、個人情報には該当しない。したがって、個人情報を取り扱わない場合には個人情報保護法は適用されない。

個人情報を取り扱わない場合でも、一般的に利用者のプライバシー保護の問題は生じ得る。プライバシーの保護それ自体は一般的に議論すべき問題であり、本ガイドラインで取り扱うことは適切でない。

ただし、電子タグには、その固有の性質からプライバシーの保護に関して問題が生じることが想定され得る。すなわち、電子タグはその性質などが未だ消費者に十分認識される状況には立ち至っていないことから、消費者に物品が手交された後も当該消費者が保有している物品に電子タグが装着されているという認識がなく、又はその性質についての認識なく当該物品を所持して移動するなどのケースが想定される。さらには、電子タグを通じて所持している物品の属性や固有番号等の情報が当該物品を所有する消費者の気付かないうちに当該消費者が望まない形で読み取られるおそれが想定される。

販売店などで消費者に物品を手交した段階で当該電子タグを取り外すのであれば、このようなおそれは生じないわけであるが、将来的に、消費者に物品が手交された後も何らかの消費者利益の確保あるいは社会的必要性のため、電子タグを装着しておく場合が想定され得る。例えば、リサイクルなどの環境保全のために装着しておくことが必要な場合、中古車の安全増進のために自動車の修理履歴を電子タグに記憶させ、装着する場合、電子タグにより医薬品の誤使用を防止する場合などである。これらの電子タグは、消費者個人の使用目的のために装着するものでない場合がある。

なお、経済産業省の「商品トレーサビリティの向上に関する研究会中間報告」（平成15年4月）においては、商品の追跡管理（トレーサビリティ）や効率的在庫管理（サプライチェーンマネジメント）等の目的で、複数の事業者に渡って取引される商品に装着される電子タグのように経済性を重視した安価な電子タグ内に個人情報記録することは更なる技術進歩を待った上で行うことが望ましいという結論が得られた。

しかしながら、上記以外のあらゆる種類の電子タグを想定すると、今後電子タグ内に個人情報を記録するケースも想定される。

電子タグ内に個人情報が記録される場合においては、遠隔から電子タグ内の情報を読み取ることが可能であるという電子タグ固有の性質から、消費者が気づかないうちに当該消費者の個人情報を他人が読み取ってしまう恐れがあるため、個人情報保護法が適用される範囲以外においてもその取扱いに十分な注意が必要となる。

上記のとおり、電子タグ固有の性質から生じる問題が想定し得る以上、電子タグに係る情報が直ちに個人情報保護法の対象とならない場合であっても、当該情報から個人又は家庭の消費の動向等が推測される場合もあることから、電子タグ固有の性質から生じるプライバシーの問題に向き合い、プライバシー保護の観点から適切な措置を講じることにより、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにすることが必要である。

そのため、関係者（事業者、消費者団体等をいう。以下同じ。）のコンセンサスが得られる範囲において、基本的考え方を取りまとめ、その内容を規定する意義があるとの考え方に立ち、本ガイドラインを策定することとした。こうした考えのもと、総務省及び経済産業省は、本ガイドラインを策定し、関係団体・消費者等に広く周知するものである。

なお、事業者は、本ガイドラインの基本的考え方に沿った上で、さらに自らの事業実態に応じた消費者との関係を踏まえ、電子タグの取扱いについて、実証実験や事業者団体の場における検討などを含め、適切な対応を取ることが望まれる。

また、プライバシーの保護についての考え方は、社会情勢の変化、消費者の認識の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、総務省及び経済産業省は、これらの環境の変化を踏まえて本ガイドラインの見直しを図るものとする。また、電子タグに関するプライバシー保護のあり方について、関係者の間で新たなコンセンサスが得られた場合は、加除修正を行うものとする。

## 2. 電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン

### 第1 (ガイドラインの目的)

本ガイドラインは、電子タグの有用性を利活用しつつ、消費者の利益を確保し、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにするため、電子タグに関する消費者のプライバシー保護について業種間に共通する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

### 第2 (ガイドラインの対象範囲)

本ガイドラインは、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合に、当該電子タグ及び当該電子タグが装着された物品を取り扱う事業者が対応することが望ましい規則について定めるものである。

### 第3 (電子タグが装着されていることの表示等)

消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合には、事業者は、消費者に対して、当該物品に電子タグが装着されている事実、装着箇所、その性質及び当該電子タグに記録されている情報(以下「電子タグ情報」という。)についてあらかじめ説明し、若しくは掲示し、又は電子タグ情報の内容を消費者が認識できるよう、当該物品又はその包装上に表示を行う必要がある。当該説明又は掲示は、店舗において行うなど消費者が認識できるように努める必要がある。

### 第4 (電子タグの読み取りに関する消費者の最終的な選択権の留保)

事業者は、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合において、消費者が、当該電子タグの性質を理解した上で、当該電子タグの読み取りをできないようにすることを望むときは、消費者の選択により当該電子タグの読み取りができないようにすることを可能にするため、その方法についてあらかじめ説明し、若しくは掲示し、又は当該物品若しくはその包装の上に当該方法について表示を行う必要がある。

#### 【電子タグの読み取りができないようにする方法の例】

- 1 アルミ箔で覆って遮断できる場合はアルミ箔で覆うなど電子タグと読取機との通信を遮断する。
- 2 電子タグ内の固有番号を含む全部若しくは消費者が選択する一部の情報

を電磁的に消去し、又は当該情報を読み取ることを不可能にする。

### 3 電子タグ自体を取り外す。

#### 第5（電子タグの社会的利益等に関する情報提供）

事業者は、第4に基づき消費者が電子タグの読み取りをできないようにした場合であって、物品のリサイクルに必要な情報が失われることにより環境保全上の問題が生じ、又は自動車の修理履歴の情報が失われることにより安全への影響が生じる等、消費者利益又は社会的利益が損なわれる場合には、これらの利益が損なわれることについて表示その他の方法により消費者に対して情報を提供するよう努める必要がある。

#### 第6（電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグの情報を連係して用いる場合における取扱い）

事業者が、電子タグに記録された情報のみでは特定の個人を識別できない場合においても、電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグに記録された情報を容易に連係して用いることができるときであって、特定の個人を識別できるときにあつては、当該電子タグに記録された情報は個人情報保護法上の個人情報としての取扱いを受けることとなる。

個人情報保護法上個人情報取扱事業者に係る義務（例示）

##### （1）個人情報の利用目的関係

- 利用目的をできる限り特定
- 利用目的以外の利用は本人の同意が必要

##### （2）個人情報の取得関係

- 個人情報の不正な取得の禁止
- 個人情報を取得した場合は、速やかに利用目的を本人に通知または公表

##### （3）個人データの管理関係

- 個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める
- 個人データの漏えい、滅失、き損等の防止のため安全管理措置が必要
- 個人データを第三者へ提供する場合は、本人の同意が必要

第7（電子タグ内に個人情報を記録する場合における情報収集及び利用の制限）

電子タグ内に個人情報を記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を収集又は利用する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、利用目的を本人に通知し、又は公表するように努める必要がある。また、当該情報を利用目的以外に利用する場合には、消費者本人の同意を得るよう努める必要がある。

第8（電子タグ内に個人情報を記録する場合における情報の正確性の確保）

電子タグ内に個人情報を記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を記録する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、次の事項を満たすよう努める必要がある。

- 1 電子タグ内に記録された個人情報を使用する目的と内容に照らし合わせて、正確かつ最新の内容に保つこと。
- 2 消費者の求めに応じて、当該消費者に関係する電子タグ内に記録された情報及び電子タグの識別情報からひも付けされる当該消費者の個人情報を開示し、また当該消費者の求めに応じてこれらの情報の間違いを訂正すること。
- 3 電子タグ内に記録された情報の滅失、き損、改ざん及び漏えいを防止すること。

第9（情報管理者の設置）

事業者は、電子タグに関するプライバシー保護に係る情報の適正な管理及び苦情の適切かつ迅速な処理を確保するため、これらに責任を有する情報管理者を設置し、連絡先を公表する必要がある。

第10（消費者に対する説明及び情報提供）

事業者、事業者団体及び政府機関等の関係機関は、電子タグの利用目的、性質、そのメリット・デメリット等に関して、消費者が正しい知識を持ち、自ら電子タグの取扱いについて意思決定ができるよう、情報提供を行う等、消費者の電子タグに対する理解を助けるよう努める必要がある。

以上